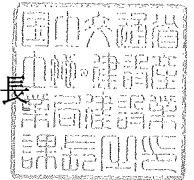


国土入企第21号
平成24年10月10日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において特に被災の大きい岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）においては、今後、更なる復旧・復興工事が本格化することが想定されるが、被災地域内だけでは十分な施工体制を確保できないなどの理由により、入札不調が多数発生するようないかなる事態にも十分に配慮する必要があります。

このため、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することを可能とするため、復旧・復興建設工事共同企業体方式（復興JV）の制度を試行的に実施すべく、「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」（平成24年2月29日付け国土入企第34、35、36、37号。以下「当面の取扱い」という。）において通知したところですが、更なる入札不調対策として、別紙のとおり当面の取扱いを改正し、別添1のとおり各省各庁主管担当課長、被災三県主管担当部局長及び仙台市主管担当部局長に復興JV制度を適切に活用するよう通知するとともに、別添2により被災三県を除く都道府県主管担当部局長及び仙台市を除く政令指定都市主管担当部局長に復興JV制度が適切に活用されるよう通知しましたので、お知らせいたします。

貴団体におかれましては、この旨を了知していただくとともに、必要に応じて、会員、傘下団体等に周知頂きますようよろしくお願い申し上げます。